

森林経営管理制度に係る事務の手引

(その1 経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成等 編)

令和2年12月
林野庁森林利用課

<p>Step1</p> <p>所有者への経営管理 意向調査の準備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の実情を踏まえた意向調査対象森林の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 林地台帳や森林簿情報等を活用して、都道府県、森林組合等の事業体、自治会関係者等と連携し、経営管理が行われていない、所有者情報等が一定程度整理された森林から順次実施するなど、地域の実情に応じて長期的な計画を立てて意向調査の対象森林を設定します(15年以内に市町村域内の対象森林を調査することを目安とする)。
<p>Step2</p> <p>意向調査の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の協力を得て意向調査を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 意向調査は、毎年計画的に実施し、また、回答期間を1ヶ月程度設けることが望ましいです。 ・ ダイレクトメールの発送のみならず、都道府県の出先機関、森林施業プランナー(民間事業者)、自治会関係者等と連携し、集落座談会、訪問調査等の形で所有者の意向調査を実施します。その際、所有森林の現在の状況などの情報を届けることも効果的です。
<p>Step3</p> <p>意向調査結果を 踏まえた対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 所有者から市町村へ経営管理を委託することについて希望があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村は、周辺の森林の集積の状況等も踏まえ、所有者を含む関係権利者全員との合意の下で経営管理権集積計画を定め適切な時期に経営管理権を設定します。 ● 所有者自らが経営管理を行う場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ これまでどおり、所有者による経営管理(所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む)を支援します。 ● 所有者不明森林等の理由で回答がない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不明所有者の探索、公告を行い、都道府県知事の裁定を経て市町村へ経営管理権を設定することが可能です。 ・ 所有者がわかっても回答がなく、経営管理が行われていない場合は、市町村への経営管理権の設定を促します。 ● 所有者から寄附や買収などの希望があった場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 寄附や買収は経営管理権の設定の対象とはなりません。市町村が寄附を受けたり、森林を土地ごと所有する意向がある民間事業者を紹介するなどの対応が考えられます。

図6：経営管理意向調査からその結果を踏まえた対応のイメージ

2-3-5 経営管理意向調査の準備作業③（経営管理意向調査の対象森林の選定）

実際に経営管理意向調査を実施する区域をどこにするかについては特段の規定はありませんが、市町村が経営管理権を取得した後、森林の管理の適正化や林業経営の効率化を図ることが重要であるため、以下のような森林を優先的に実施することが望ましいです（長官通知第5の1）（図11）。

- ア 「間伐が遅れている」等経営管理が行われていない森林
- イ 人工林資源の多い林班（林班内の人工林率が50%以上等）や林道の近接地等、効率的かつ安定的に経営管理が行うことができるまとまりのある森林（森林経営計画が策定されていない等、経営管理が行われていることを現時点で確認できていない場合）
- ウ 森林経営計画対象森林に介在又は隣接する森林
- エ 森林所有者から市町村に経営管理権の設定の申出のあった森林（2-4参照）の周辺森林（林班単位又は当該林班を含めた複数林班単位）

意向調査対象森林の選定に当たっては、上記のような森林の状態に加え、所有者情報の整理状況、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無、林道の状況や整備の見通し等を勘案し、実施する順番（優先順位）を決定することとします。

意向調査対象森林を選定		
①意向調査対象森林を選定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 意向調査対象森林として検討した森林のうち、イ)「間伐が遅れている」など経営管理が行われていない森林 ロ)「人工林資源が多い(まとまっている)」、「林道から近い」など林業経営に適した面的まとまりのある森林等について、林班単位で意向調査の対象とすべきか判断 ○ 森林の状態、所有者情報の整理状況、経営管理実施権の設定を希望する民間事業者の有無、林道の状況や整備の見通し等から意向調査対象森林を決定 	・1年で全ての森林を対象に検討する必要は無いが、施業履歴や森林所有者情報等が電子化されている場合などは、一括して情報整理できる場合もあるので、意向調査対象森林の選定は早めに行っておき、その後、数年かけて順に意向調査を進めるのが効率的。
②意向調査を実施する順番(優先順位)を決定	○対象森林が多い場合は、数年に分けて意向調査を実施することも考慮しつつ、調査の順番(優先順位)を決める(実施計画を作成する)(1年で全ての候補地の意向調査を行うことも可) ※「間伐が遅れている地域から」、「人工林の多い地域から」、民間事業者の要望がある地域から」など、地域の実情に応じて計画的に意向調査を実施できるよう準備する。	

図 11：意向調査対象森林の選定

なお、経営管理意向調査については、市町村の実施体制等を勘案し、複数年で計画的に実施することも可能です（図12）。ただし、当該調査の対象森林は、当該調査を実施する時点で既に経営管理が行われていないことが見込まれることから、できる限り早急に経営管理の確保を図るため、施業の間隔を踏まえ、最長でも15年で市町村区域内に存する対象森林について当該調査を実施することを目安として、毎年、計画的に実施するよう努めることとします（長官通知第5の2）。